

「ぎふ林業新規担い手支援事業」 Q & A

令和2年4月1日暫定版

(公社)岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
全体	<p>要件として、労働力調査への報告実績が必要とされています。 これは、起業1年目の事業体は助成対象外という理解でよいでしょうか。</p>	<p>今年度、助成を受ける事業体は、林業労働力調査において前年度実績があることが必須となります。従って、前年度に林業を実施した実績が30日以下の場合は、報告ができないので、対象外となります。 ただし、設立が1年未満であっても、前年度実績があれば対象となります（例えば、R2.1月に設立した場合などで、R1年度実績が30日以上ある場合など）。 今年度設立となる事業体は、前年度実績がないため、対象外となります。</p>
	<p>他の助成金等を活用する場合でも助成対象となるのでしょうか。</p>	<p>他の助成金等を活用する場合は対象外となります。なお、「安全講習受講に対する支援」、「森林技術者の雇用の安定化に対する支援」については、就業者ごとに見て他の助成金等を受けていなければ対象となります。</p>
	<p>任意団体でも助成対象となるのでしょうか。</p>	<p>新規事業体に対する自立支援金の給付については対象外となります。それ以外のメニューについては、林業労働力調査において前年度実績があることのほか、県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であって、規約その他の規定を有する団体であれば対象となります。</p>
	<p>2月15日を超えた分の実績については対象外でしょうか。</p>	<p>対象外となります。</p>
	<p>実績書については、提出時期が案内されるのでしょうか。</p>	<p>実績書の提出時期については、森のジョブステーションぎふホームページで案内するほか、事業要望書提出事業者に対して、事前に文書でお知らせする予定としています。</p>
	<p>実績書の提出期間について、上半期分の事業であって上半期分の提出期間に間に合わない場合には、下半期の提出期間で提出しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。ただし、下半期の最終提出期間については、これを超えることはできませんのでご注意ください。</p>
	<p>令和元年度までにあった一部のメニューは無くなったのでしょうか。</p>	<p>県の方針によるものと聞いています。詳しくは岐阜県林政部森林整備課(担い手企画係)までお問い合わせください。</p>

区分	確認事項	回答欄
安全講習受講に対する支援	事業体の中で森林整備部門と土木部門がある場合、土木部門の担当者が受講した講習でも対象にできるでしょうか。	県の行う林業労働力調査の対象（過去1年間に30日以上林業に従事）となるのであれば、対象となります（林業労働力調査で報告をお願いします）。
	講習に必要なテキスト代なども対象となるでしょうか。	対象となります。
	複数の支出項目がある請求書等において一括して値引きがされている場合、助成金の額はどのような扱いになるのでしょうか。	原則として、当該値引き分は支出項目ごと請求額の按分によって事業費を減額して計算するものとします。
新規事業体に対する自立支援金の給付	助成額が1月あたり9万円とありますが、1カ月を切る分の取り扱いはどうなるのでしょうか。	起業していれば、通常は通年経営していることから1カ月を切る場合の想定はしていません。 ただし、何らかの事情で1カ月を切る場合は切り捨てとなります（4.5ヶ月であれば4月、0.5月であれば0月）。
	新規事業体であることの確認方法として、法人の場合と個人の場合がありますが、任意団体（ボランティア団体や森林所有者の団体など）は不可という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
森林技術者の雇用の安定化に対する支援	事務所間の距離が50kmとあるのは、直線距離ではなく実際の移動距離という理解でよいでしょうか。その場合、ヤフー地図やMapFanのようなサイトで確認ということでしょうか。また、有料道路が経路上にある場合の取り扱いも教えてください。	実際の移動距離で差し支えありません。また、距離の確認もヤフー地図やMapFanのようなWEBサービス等の活用で問題ありません。移動距離については、有料道路と一般道を比較して、距離の短い方を採用してください。
	1000円・2000円/人日の日数は、対象者の日報上における労働日数の総計と考えればよいでしょうか。	そのとおりです。
様式	金額は税抜きで入力するということでしょうか。	そのとおりです。
	実績書に添付する口座振込依頼書は、毎回添付する必要がありますか。	複数のメニューで実績書を提出する場合、口座振込依頼書は1部のみで差し支えありません。また、前年度または前期までに本助成金の支給を受けている場合、口座振込依頼書の提出は不要です（口座が変更となる場合を除く）。